

# < J P P - N E T 利用規約 >

## 第 1 章 総 則

### 第 1 条 (加入者規約)

本規約は一般社団法人日本植物防疫協会（以下協会といいます）が提供するパソコン通信サービス J P P - N E T（以下 J P P - N E T といいます）を第 5 条の加入者（以下加入者といいます）が利用する際の一切に適用します。

### 第 2 条 (本規約の範囲)

- 1 本規約に定める以外の決まり（J P P - N E T 個別サービスの利用条件等）についても本規約の一部を構成するものとします。
- 2 協会が J P P - N E T 上で提供する各サービスの利用について J P P - N E T の電子掲示板等で規定する当該サービスの利用上の決まりについても、名目の如何にかかわらず本規約の一部を構成するものとします。

### 第 3 条 (本規約の変更)

- 1 協会は加入者に了承を得ることなく本規約を随時変更することができるものとします。

### 第 4 条 (協会からの通知)

前条の変更については、その都度 J P P - N E T 上に表示し、加入者に周知を図ることとします。

## 第 2 章 加入者

### 第 5 条 (加入者)

- 1 加入者とは、協会に J P P - N E T の利用を申し込み、協会がこれを認めた者で、かつ別途定める「J P P - N E T 利用料金規程」（以下利用料金規程といいます）の料金を支払いうる者としてします。
- 2 加入者は利用申し込みを行う時点で本規約の内容を承諾しているものとみなします。
- 3 加入者は、特別加入者（都道府県機関・農林水産省行政機関・独立行政法人）、都道府県植物防疫協会と一般加入者の 3 種類とします。一般加入者はさらに「エグゼクティブ端末加入者」と「ベーシック端末加入者」の 2 種類とします。
- 4 加入者は別に加入種別ごとに定める「J P P - N E T サービス利用条件」（別表）に従うものとします。
- 5 法人における加入者とは、協会が組織として認め、ユーザー I D を貸与したものを 1 加入単位とします。組織の単位は、別紙「法人加入者の利用単位」に定めるものとします。

### 第 6 条 (加入の承認)

- 1 協会は別途定める申込書（様式 1）に記載の方法にて入会申し込みを受け付け、必要な審査・手続き等を経た後に加入を承認します。
- 2 協会は加入を承認した者に対して、ユーザー I D 及びこれに対応するパスワード並びにパソコン用専用ソフトを貸与し、サービスを提供します。

## 第 3 章 I D 及びパスワードの管理等

### 第 7 条 (I D 及びパスワードの管理責任)

- 1 加入者は、加入者番号として協会より貸与された番号（以下IDといいます）及びこれに対応するパスワード（仮パスワード及び正式パスワードを含みます。以下同じとします）の使用及び管理について一切の責任を持つものとします。
- 2 協会が加入者に貸与したID及びこれに対応するパスワードは、加入者のみが使用するもので、当該ID・パスワードを第三者に譲渡・貸与・開示することはできません。
- 3 協会は加入者のID及びこれに対応するパスワードが他の第三者に使用されたことにより当該加入者が被る損害については、当該加入者の故意過失の有無に拘わらず一切の責任を負いません。加入者は自己の設定したパスワードを失念した場合は協会に申し出るものとし、協会の指示に従うものとします。又、当該ID及びこれに対応するパスワードによりなされたJ P P - N E Tの利用は当該加入者によりなされたものとみなし、当該加入者は利用料その他の債務の一切を負担するものとします。

#### 第8条（協会によるIDの一時停止等）

- 1 協会は緊急性が高いと認めた場合には、当該加入者の了承を得ることなく当該IDを使用停止とすることがあります。IDを使用停止した場合は当該加入者に通知します。
- 2 協会が前項の措置をとったことで当該加入者がJ P P - N E Tを使用出来ずこれにより損害が発生したとしても、協会はいかなる責任も負いません。

### 第4章 通信設備等

#### 第9条（設備等）

加入者は、J P P - N E Tを利用するために必要な通信機器、ソフトウェア、その他これらに付随して必要となるすべての機器を、自己の費用と責任において準備するものとします。又、自己の費用と責任で、任意の電気通信サービスを経由してJ P P - N E Tに接続するものとします。

### 第5章 利用料等

#### 第10条（利用料金）

- 1 J P P - N E Tの利用料及び算定方法は協会が別に定める利用料金規程によるものとします。料金の算定の基礎となる利用時間・利用度数等は、協会が算出した記録を適用するものとします。
- 2 加入者がJ P P - N E Tを通じて、他のネットワークが提供する有料サービス等を利用する場合は、利用料金規程に定められた料金の他に各々のサービスの提供元が規定する利用料金を支払うものとします。
- 3 協会は加入者の承諾を得ることなく、料金の改定を行うことが出来るものとします。この場合、協会は加入者に対し適当な方法で事前に告知するものとします。
- 4 加入者は、協会から利用料金の請求を受けた場合、別に利用料金規程に定める期日と方法で料金を支払うものとします。

### 第6章 使用条件等

#### 第11条（私的利用の範囲外の利用禁止）

- 1 加入者は、協会が承認した場合（当該情報に関して権利を持つ第三者がいる場合には協会を通じ当該第三者の承認を取得することを含みます）を除きJ P P - N E Tを通じて入手したいかなる情報をも複製、販売、出版その他私的利用の範囲を超えて使用をすることができません。
- 2 加入者は、前項に反する行為を第三者にさせることはできません。

#### 第12条（J P P - N E Tの内容の変更）

協会は、加入者への事前の通知なくして、J P P - N E Tの内容を変更することがあります。

#### 第13条（情報等の削除）

加入者がJ P P - N E Tに登録した情報及び文章等が協会が各サービス毎に定める所定の期間又は量を超えた場合、協会は加入者に事前に通知することなく削除することがあります。又J P P - N E Tの運営及び保守管理上の必要から、加入者に事前に通知することなく、加入者がJ P P - N E Tに登録した情報及び文章等を削除することがあります。

#### 第14条（J P P - N E Tの内容の不保証）

協会はJ P P - N E Tの加入者がJ P P - N E Tに登録する文章及びソフトウェア等について、その完全性、正確性、適用性、有用性等いかなる保証も行いません。

#### 第15条（サービスの一時的な中断）

- 1 協会はJ P P - N E Tの保守を定期的に行うために、加入者に事前に通知をした上で、一時的にJ P P - N E Tのサービスを中断することがあります。
- 2 協会は以下の何れかが起こった場合には、加入者に事前に通知することなく、一時的にJ P P - N E Tを中断することがあります。
  - (1) J P P - N E Tのシステムの保守を緊急に行う場合
  - (2) 火災、停電等によりJ P P - N E Tの提供ができなくなった場合
  - (3) 地震、噴火、洪水、津波等の天災によりJ P P - N E Tの提供ができなくなった場合
  - (4) 戦争、動乱、暴動、騒乱、労働争議等によりJ P P - N E Tの提供ができなくなった場合
  - (5) その他、運用上或は技術上協会がJ P P - N E Tの一時的な中断が必要と判断した場合
- 3 協会は前各項以外の場合で協会の責による事由により、8時間以上J P P - N E Tの提供を中断した場合、料金表に定める計算方法で加入者から徴収する基本利用料を減額するものとします。

#### 第16条（免責）

- 1 協会は、加入者がJ P P - N E T及びJ P P - N E Tを通じて他のサービスを利用することによって生じた一切の損害について、いかなる責任も負わないものとします。
- 2 加入者が、J P P - N E T及びJ P P - N E Tを通じて他のサービスを利用することにより、他の加入者または第三者に対して損害を与えた場合は、当該加入者は自己の責任と費用によりその解決に当たり、協会には一切迷惑あるいは損害を与えることのないものとします。

#### 第17条（禁止行為）

- 1 加入者はJ P P - N E T上で以下の行為をしないものとします。
  - (1) 公序良俗に反する行為
  - (2) 犯罪的行為に結びつく行為
  - (3) 他の加入者又は第三者の著作権を侵害する行為
  - (4) 他の加入者又は第三者の財産、プライバシー等を侵害する行為
  - (5) その他、法律に反する行為
  - (6) 他の加入者又は第三者を誹謗中傷する行為
  - (7) 選挙の事前運動、選挙運動又はこれらに類似する行為及び公職選挙法に抵触する行為
  - (8) J P P - N E Tの運営を妨げ、或いは協会の信頼を毀損するような行為

- 2 加入者が本条に違反して協会に損害を与えた場合、協会は当該加入者に対して被った損害の賠償を請求できるものとします。

#### 第18条（変更の届出）

- 1 加入者は、住所、氏名、その他加入申込書に記載の内容に変更があった場合には、速やかに協会に変更内容の届け出をするものとします。
- 2 前項届け出がなかったことで加入者が不利益を被ったとしても、協会は一切その責任を負いません。

#### 第19条（J P P - N E T加入承認の取り消し等）

- 1 加入者が、以下の何れかの項目に該当する場合、協会は当該加入者にID等の返却を求め、加入承認を取り消し、J P P - N E Tの利用を解除することができるものとします。
  - (1) 加入時に虚偽の申告をした場合
  - (2) 入力されている情報の改竄を行った場合
  - (3) ID又はパスワードを不正に使用した場合
  - (4) J P P - N E Tの運営を妨害した場合
  - (5) J P P - N E Tの利用料等その他の債務の履行を遅滞し、または支払いを拒否した場合
  - (6) 本規約の何れかに違反した場合
  - (6) その他協会が加入者として不適当と判断した場合
- 2 前項により利用を解除された加入者は、協会が解除した利用月までに発生した料金等を支払うものとします。
- 3 加入者が本条第1項各号の何れかに該当することで協会が損害を被った場合、協会は被った損害の賠償を請求できるものとします。

#### 第20条（解約）

- 1 加入者は、利用料金規程に定める「利用月」をもって解約することができるものとします。
- 2 加入者が解約を希望する場合は、解約日の1ヶ月前までに、別途定める解約申込書（様式2）に所定の事項を記入し協会に届け出るものとします。解約の届け出があった場合、協会は速やかに加入者にIDの返却を求め加入者に解約日を連絡するものとします。
- 3 本条による解約の場合、加入者は解約時までに発生している利用料その他の債務を履行するものとします。

### 第7章 その他

#### 第21条（その他）

J P P - N E Tを利用するにあたり、本規約・各決まり等により解決できない問題が生じた場合には、協会と加入者の間で双方誠意を持って話し合い問題の解決にあたるものとします。

#### 付則

（制定・改廃）

平成 9年4月1日 制定

平成26年5月1日 改正

## Ⅱ

### < J P P - N E T 利用料金規程 >

#### 第 1 条 (料金体系)

1 J P P - N E T 利用料金は以下のものがあります。

(1) 基本利用料

J P P - N E T を利用するために必要な料金で、毎月定額が発生します。

加入者は当該月に一度も J P P - N E T に接続しなくても、支払う必要があります。

(2) 情報利用料

J P P - N E T 及び J P P - N E T を通じて利用する他のサービスから有料情報を利用した場合にかかる料金で 1 ヶ月単位で基本利用料に加算して支払うものとします。

(3) 付加サービス料金

オプション機能の利用を申し込まれた場合にかかる料金で、基本利用料に加算して支払うものとします。

(4) 1 ヶ月とは、毎月 1 日 0 時より当該月末日 24 時までとするものとします (以下この 1 ヶ月を「利用月」とします)。

2 前項の料金の額は、別紙の料金表に定めるものとします。

3 J P P - N E T 以外のサービスが提供する有料情報料は、各サービスが別途定める料金の算定方法により算定し、当該月内に J P P - N E T に請求された料金を利用月の料金として請求するものとします。

#### 第 2 条 (料金の支払い方法等)

1 J P P - N E T 利用料金の支払いは、協会が請求書を発行した日から 30 日以内に協会が指定した銀行口座に振り込むものとします。この場合の振り込み手数料は、加入者の負担とします。

2 加入者は前項の支払を遅延したときには、延滞利息を支払うものとします。遅延利息の額は、約定の支払時期到来の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」で定める政府契約の支払い遅延に対する利息の率に準じた率を乗じて計算した金額とします。

#### 第 3 条 (解約時の料金の支払い)

J P P - N E T を解約する場合は、最終利用月までに発生した利用料金を支払うものとします。支払い方法は前条に準じるものとします。

#### 第 4 条 (その他)

一般社団法人日本植物防疫協会は、加入者に事前に通知した上で、本規程ならびに別紙の料金表を変更することができるものとします。

#### 附則 (制定・改廃)

平成 8 年 3 月 15 日制定

平成 18 年 6 月 27 日改正

平成 22 年 3 月 23 日改正

平成 26 年 4 月 1 日改正

## 【別紙】

### 法人加入者の利用単位

J P P - N E Tを法人でご利用いただく場合は、下記の契約単位で基本加入の申し込みを行っていただき、法人内で利用する組織を追加する場合は、下記の I D 貸与単位ごとに追加加入申し込みを行っていただきます。J P P - N E Tの利用は I Dを貸与された組織内に限らせていただきます。

#### 1. 都道府県

基本加入単位：都道府県

I D 貸与単位：

本庁：課

出先機関：各事業所単位（防除所・農業試験場・園芸試験場などで各々 I Dが必要）

#### 2. 農林水産省機関(独立行政法人含む)

基本加入単位：本省各局（部）・各出先機関・独立行政法人

I D 貸与単位：

本省：課・室など

出先機関：農政局・地方事務所・本所・支所など

独立行政法人：研究室など

#### 3. 会社(上記以外の団体も含む)

基本加入単位：会社

I D 貸与単位：

本社・支社・研究所など